

令和2年2月27日

筑紫野市議会  
議長 高原 良視 様

報告者 前田 倫宏

## 令和1年度 研修報告書

下記のとおり、参加した研修について報告します。

### 記

1. 日時

令和2年1月22日（水）から23日（木）1泊2日

2. 研修先及び研修項目

市町村議会議員研修 [2日間コース]

「自治体財政の見方～健全化判断比率を中心に～」

全国市町村国際文化研修所（住所：滋賀県大津市唐崎2丁目13番1号）

3. 研修者

前田 倫宏

計1名

4. 研修目的

地方行財政等についての講義や指標分析を行う演習も交えて、健全化判断比率を中心に自治体財政の見方を学ぶことを目的とする。

5. 内容 別添のとおり

別紙Ⅰ 地方自治体の財政運営と議員の役割

別紙Ⅱ 自治体財政指標の見方

## 別紙 I

# 「地方自治体の財政運営と議員の役割」

講師：関西学院大学専門職大学院 経営戦略研究科 教授 稲沢克祐 氏

### 【内容】

地方財政の現状と健全化法について

#### 1.自治体の環境変化と地方財政

##### (1) ヒト、モノ、カネのストックサイクルの変化

将来人口の減少により、2050年までに1億人を下回る。年少人口（15歳未満）と生産年齢人口（15～64歳）は60%前後になり、老年人口（65歳以上）が40%前後となる。

2050年公共施設及びインフラ資産の維持管理と更新費は2倍になる見込みである。将来人口が減少する中で、公共施設の床面積は大きい。

地方財政は、高齢社会による民生費の増加や合併算定替の縮小による一般財源の影響が懸念される。

#### 2.自治体の財政運営における議員の役割

##### (1) 財政民主主義

租税や公債など、国民に貨幣的負担を負わせる政府の行為、その前提となる経費支出については、議会の議決を通じて国民の承認を得る。

歳入歳出は、予算という形式の文書にして議会の承認を得なければならない。

歳入歳出の結果は、決算という形式の文書にして議会の承認を得なければならない。

##### (2) 予算と決算

令和2年度当初予算案とは、平成30年度決算から令和元年度当初予算執行と9月、12月の補正予算と令和元年度決算予測（3月頃）であり、決算情報の分析から予算審議が充実する。

#### 3.財政分析指標の意義と考え方

(1) 財政分析指標は、財政状況を知らせる指標であり、健全な財政運営が行われているかを的確に表していなければならない。

健全な財政運営とは、年度間の調整も含めて収支均衡が確保されているこ

と。自治体独自の政策に取り組むための現金が確保できていること。借金返済の負担能力などが安定的に確保されていること。

## (2) 財政運営の目指す姿、財政分析の視点、財政分析指標という理解

自治体財政に求められている姿とは、第一に財政規律が堅持されていなければならない。そのために必要な視点としては、年度間の調整を含めて収支均衡が確保されていることであり、財政の健全性と起債余力である。

健全性とは、単年度の財政運営において歳計現金が確保されていることであり、指標としては、実質収支比率、連結実質収支比率、普通建設事業費充当一般財源等などが該当する。

起債余力とは、中長期的にも安定的に財政運営ができることを指している。さらに、中長期的に安定した財政運営とは、中長期にわたり債務を返済していけるかどうかということであり、起債余力がまだあるかどうかということでもある。

そのため、元利償還費用である公債費が自治体財政に占める割合を検討することになる。かつての指標として、公債費率、起債制限比率が指標として採用されていた。その中で起債制限比率については、一定割合を超えると起債余力が厳しいと診断され、起債がまさに制限を受けるということになっていた。現在では、公債費の視点から起債余力を測定する指標としては、実質公債費率がある。

ただし、地方債の元金償還は発行時点から3年程度遅れて始まることから、公債費に関する指標は遅行指標である。先行指標としては、現在の債務残高を測定の対象として、債務の範囲を対象とする会計とともに広く捉えて、一般会計が将来負担する可能性のある債務残高から診断する将来負担比率が該当する。

## 別紙Ⅱ

### 「自治体財政指標の見方」

講師：有限責任監査法人トーマツ 行政経営推進室 小室将雄 氏

#### 【内容】

健全化判断比率を中心に

#### 1.自治体財政指標の概要

##### ◆資金繰り指標

#### (1) 形式収支

会計年度の現金収支差額。歳入総額には前年度からの繰越金も含まれているため、通常であれば形式収支はプラスとなる。形式収支がマイナスとなった場合は、翌年度の歳入を繰り上げてその赤字分に充てることとなる。これを繰上充用という。繰上充用が発生している場合は、資金繰りが逼迫していると考えられる。

形式収支＝歳入総額－歳出総額

#### (2) 実質収支

その年度の実質的な黒字および赤字の額。資金繰りの健全性を表す重要な指標である。自治体は歳入に見合った歳出を行うべきであり、黒字額が大きいことが必ずしも良いこととはいえないことに注意。

実質収支＝形式収支－翌年度に繰り越すべき財源（支払繰延額＋事業繰越額）

#### (3) 実質収支比率（赤字）

実質収支比率は概ね3～5%が望ましいとされている。標準財政規模とは、地方自治体の標準的な状態で通常収入されることが想定される経常的な一般財源の規模を示すもの。

実質収支比率（赤字）＝
$$\frac{\text{実質収支額（赤字）}}{\text{標準財政規模}}$$

#### (4) 連結実質赤字比率

公立病院や下水道など公営企業を含む「地方公共団体の全会計」に生じている赤字の大きさを、財政規模に対する割合で表したもの。

連結赤字比率＝
$$\frac{\text{連結実質赤字額（特別会計含む）}}{\text{標準財政規模}}$$

## ◆歳出構造

### (1) 経常収支比率

経常的な一般財源収入のどれだけが経常的な経費に充てられたかを示した指標であり、財政構造の弾力性を示す。この比率が低ければ、社会資本整備や地方債償還に充てられる資金が多いことを表しており、この比率が高いと、一般財源のほとんどが経常的な経費に費やされるため用途の自由度がほとんどなく、硬直した財政構造となっていることを表している。一般的に経常比率は70～80%が望ましいとされているが、平成29年度の地方公共団体全体の経常収支比率は93.5%となっており、10年以上連続で90%を上回っており、硬直的な地方財政の状況が続いていることが分かる。

$$\text{経常収支比率} = \frac{\text{経常経費充当一般財源}}{\text{経常一般財源} + \text{減税補てん債} + \text{臨時財政対策債}}$$

### (2) 義務的経費比率

支出が義務付けられていて削減しにくい経費であり、人件費、扶助費、公債費を指す。この比率が高いほど歳出構造の弾力性が乏しくなっていることを表しており、50%前後に達すると硬直化していると言われるが、平成29年度の地方公共団体全体の義務的経費比率は50.4%となっており、経常収支比率と同様、地方財政の硬直化が表れている。

$$\text{義務的経費比率} = \frac{\text{義務的経費}}{\text{歳出合計}}$$

## ◆歳出構造（公債費負担）

### (1) 実質公債費比率

借入金（地方債）の返済額（公債費）の大きさを、その自治体の財政規模に対する割合で表したもの。18%以上になると起債許可団体、25%以上になると早期健全化団体となり、単独公共事業の起債制限35%以上になると一般公共事業の起債も一部制限される。平成29年度の地方公共団体全体の実質公債費比率（比率は加重平均）は8.8%。

実質公債費比率＝

$$\frac{(\text{元利償還金} + \text{準元利償還金}) - (\text{特定財源} + \text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額歳入額})}{\text{標準財政規模} - (\text{基元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額歳入額})}$$

の3か年平均

## (2) 公債費負担比率

公債費に充当された一般財源の一般財源総額に対する割合をいい、この比率が高いほど財政運営の硬直性の高まりを示している。一般的には、財政運営上15%が警戒ライン、20%が危険ラインとされている。注意点としては、分子に繰上償還額を含むため、年度によっては大きくぶれることがあること、据置期間中の地方債は比率に反映しないことがある。

$$\text{公債費負担比率} = \frac{\text{公債費充当一般財源}}{\text{一般財源総額}}$$

### ◆歳出構造（人件費負担）

#### (1) 人件費比率

歳出総額に占める人件費の割合。職員数や給与水準、平均年齢等に左右されるほか、直営事業が多い団体は比率が高くなる。アウトソーシングを進めると、人件費が物件費（委託費）に代わるため、人件費比率は低くなる。平成29年度の地方公共団体全体の人件費比率は22.9%。

$$\text{人件費比率} = \frac{\text{人件費}}{\text{歳出総額}}$$

#### (2) ラスパイレス指数

地方公共団体の一般行政職の給料額と国の行政職俸給表の適用職員の俸給額とを、学歴別、経験年数別構成などが国と同一であると仮定して比較算出したもので、国を100としたもの。ただし、基本給のみで比較しており諸手当は含まれないため、地域手当を考慮した地域手当補正後ラスパイレス指数も算定・公表されている。

#### (3) 人口1,000人当たり職員数

その給与が人件費として整理される人口1,000人当たりの職員数を表すもの。退職者不補充などによる職員定数の削減を外部委託の推進や臨時職員等での対応を進めた場合には、この指標値は低くなるが、反対に物件費が増加する点に留意が必要である。

### ◆歳入構造

#### (1) 財政力指数

基準財政需要額とは、標準的な行政サービスを提供するのに必要な一般財源の額である。基準財政収入額とは、標準的な状態において徴収が見込まれる税収入である。財政力指数は、潜在的な財政の余裕度を表した指標である。財政力指数が1未満の自治体には地方交付税が交付されるが、1を超えると不交付団体となり、地方交付税が交付されなくなる。過去3年

間の平均値をとる。

$$\text{財政力指数} = \frac{\text{基準財政収入額}}{\text{基準財政需要額}}$$

## (2) 自主財源比率

自主財源とは、地方公共団体が自主的に収入しうる財源をいい、具体的には、地方税、分担金及び負担金、使用料及び手数料、財産収入、寄付金、繰入金、諸収入がこれに該当する。自主財源比率は、歳入全体に対する自主財源の占める割合をいい、地方財政の自主性を高める意味でこの割合が高いことが望まれる。

$$\text{自主財源比率} = \frac{\text{自主財源}}{\text{歳入総額}}$$

## ◆ストック指標

### (1) 将来にわたる実質的な財政負担比率

地方債残高が減少している場合でも、積立金がそれ以上のスピードで取り崩されているケースもあり、将来負担について分析する際には、将来負担と留保財源との両面から検討する必要がある。

将来にわたる実質的な財政負担比率＝

$$\frac{\text{地方債現在高} + \text{債務負担行為額} - \text{積立金現在高}}{\text{標準財政規模}}$$

### (2) 将来負担比率

自治体の借入金（地方債）など現在抱えている負債の大きさを、その地方公共団体の財政規模に対する割合で表したものを。都道府県では400%、市町村では350%以上になると早期健全化団体となる。

将来負担比率＝

$$\frac{\text{将来負担額}(F) - (\text{充当可能基金額} + \text{特定財源見込額} + \text{地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額})}{\text{標準財政規模} - (\text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}$$

## 2.健全化指標の基本的な考え方

### (1) 連結実質赤字比率、将来負担比率の導入により全体を捉える

特別会計・公営企業に赤字を押し付けても、連結実質赤字比率は変わらない。赤字を解消するために、基金を取り崩すと将来負担額から控除できる基金が減り、将来負担比率が増大する。

### (2) 赤字・資金不足、将来負担を基本とし当該団体として明確に対処する

実質赤字比率、連結実質赤字比率、資金不足比率で捉える赤字・資金不足額は、当該団体が解消しなければならない赤字・資金不足額。前年度末

までに累積した赤字・資金不足額を対象。公営企業の将来解消可能な資金不足額は控除。

将来負担比率で捉える将来負担額は、当該団体が将来負担する法的責任があるもの。翌年度の義務的な支出は含まない。債務負担行為をしても出来高払い的なものは含まない。損失補償していない三セクの負債も含まない。

#### 【まとめ】

人口減少や少子高齢化社会など大きな社会環境の変化が訪れており、これらの社会環境の変化に対応した自治体経営が求められる。

本市においても、これまで継続されてきた行政サービスをどのように維持し、見直していくのかも自治体経営に求められる大きな課題である。そのため、各種計画及び予算・決算、財政状況に注視し、問題解決に向けた政策を提案できるよう研鑽を重ねて取り組む。